

公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムについて

景観評価の目的

景観に配慮した良質な公共空間は、地域の価値を向上させ、地域住民に精神的な豊かさをもたらすとともに、後世における資産となるべき性格を有する

事業実施に当たり、事業者、地方公共団体、住民、学識経験者等の関係者の多様な意見を聴取し、**景観形成にあたり配慮すべき事項**や**景観整備方針**等を策定し、それに基づき**予測・評価及び改善措置等の検討**を実施し、事業に反映することにより、景観に配慮した社会資本整備を推進する

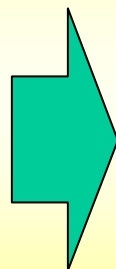
景観評価実施による効果（イメージ）

景観を配慮した道路防護柵

従来



（従前はCGによる再現）



実施後



今後の予定

今年度から、直轄事業の一部を対象に、**試行に着手**

試行結果を踏まえ、景観アセスメント（景観評価）システムを**早期に確立**

公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムについて

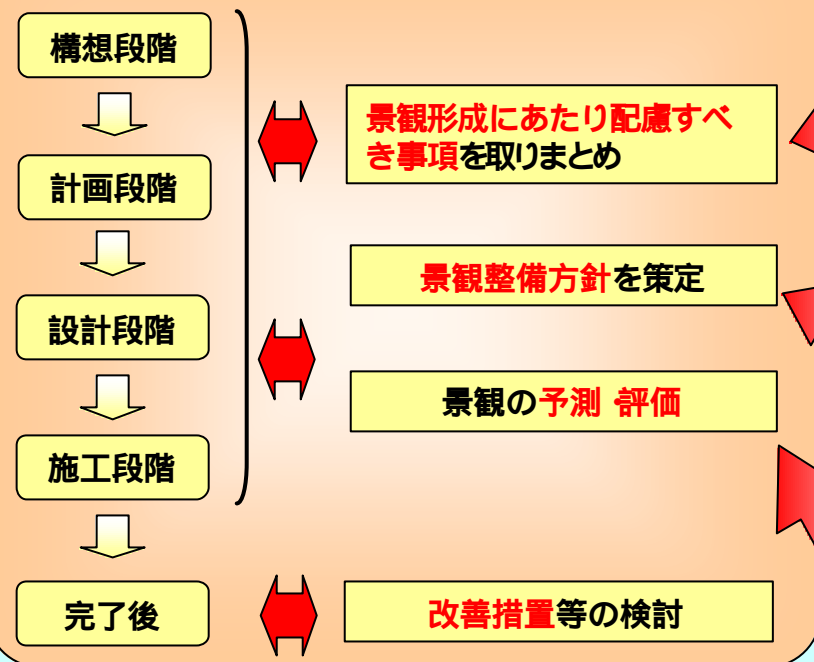
国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）

基本となる景観評価の仕組み、体制、具体的な検討の内容等を定めたもの

仕組み、体制

具体的な検討の内容等

基本となる景観評価の仕組み、体制を定めたもの



景観形成にあたり配慮すべき事項
当該事業周辺の景観や土地利用状況
当該地域における景観形成の目標像
景観に関する規制等

景観整備方針
当該事業における景観形成の目標像
↓
対象となる施設や空間とこれを取りまぐ周辺景観との関係に対する基本的な考え方
・周辺の景観等への配慮の考え方
・住民等の利用を考慮した整備の考え方

施設や空間そのものの景観整備の具体的な方針
・施設や空間の規模 形状 配置等の設定の考え方
・細部設計、材料等選定の考え方
・コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方

景観予測の視覚的な手法
スケッチパース フォトモンタージュ
コンピュータグラフィックス 模型

景観アドバイザーの活用

地方整備局等に**景観評価委員会**を設置し、
景観評価の効果的な取組みを議論

国土交通省所管の公共事業の構想段階における
住民参加手続きガイドライン等の既存制度を利用し
て、住民等から意見を聴取